

## 令和7年5月26日から戸籍にフリガナが記載されます

今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。  
5月26日に改正法が施行されることで、戸籍に氏名のフリガナが追加されることになりました。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下のような効果が期待されます。

- **行政サービスのデジタル化の促進**  
⇒行政機関のデータベース上の検索が容易になり、別人との誤りを防ぐ
- **本人確認情報としての利用**  
⇒フリガナを住民票の写し等に記載できるようになるほか、正確に呼称できる
- **各種規制の潜脱行為の防止**  
⇒金融機関などで複数のフリガナを使うことで別人を装う、各種規制の潜脱行為を防止する

今までの出生届などに  
書いていたのは、便宜上  
の「よみかた」です。



大事なお名前です。  
簡単に変えること  
はできません。

戸籍でフリガナが公証されることにより、フリガナの変更も氏名の変更と同じ扱いになります。

**氏名やフリガナの変更には、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出る必要があります。**

出生等で新たに戸籍に記載される方のフリガナは、令和7年5月26日から、「**氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない**」というルールが設けられます。

一般の読み方であるかどうかは、我が国の命名文化や慣習・歴史的経緯も含めて検討されます。

**漢字の音訓や意味に全く関連しないときは、一般の読み方と認められない可能性があります**ので、名前を決める際に参照した資料などの写しをご持参ください。

認められないものの例として、以下のようなものが挙げられます。

### ①漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方

例)「太郎」:「ジョージ」「マイケル」

### ②漢字に対応する読み方に、異なる別の単語を付け加え、関連性のない読み方を含む読み方

例)「健」:「ケンイチロウ」「ケンサマ」

### ③漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方や別人と誤解されやすい読み方

例)「高」:「ヒクシ」 「鈴木」:「サトウ」 「太郎」:「ジロウ」

受付窓口



お子様が一生を共にする大事なお名前です。  
お名前に使いたい漢字や読み方に迷ったときは、  
届出する予定の市町村役場までご相談ください。